

## 市独自支援

### 福島県沖地震により被災した住宅の支援について(お知らせ)

#### 【登米市被災住宅災害復旧費補助金】

令和4年3月に発生した福島県沖地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

災害救助法に基づく支援制度(住宅の応急修理)をご利用にならない方へ、登米市独自の支援制度として **登米市被災住宅災害復旧費補助金** を実施しておりますので、下記に該当される方はご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

記

※住宅の応急修理国による支援の併用はできません

#### 登米市被災住宅災害復旧費補助金について

り災証明書で被災の判定を受けられた方で、住宅の応急修理(国による支援)をご利用されなかった方を対象に住宅修理に要した費用の一部を補助します。

- ①「全壊」「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」判定の方は、修理等に要した費用の5分の1、または上限額10万円です。
- ②「準半壊」判定の方は、修理等に要した費用の5分の1、または上限額5万円です。
- ③「準半壊に至らない(一部損壊)」判定の方は一律2万円です。

(※準半壊に至らない(一部損壊)は修理等に要した費用が10万円を超える方が対象です。)

修理費支払い済み、修理材料の購入費、畳、内装修理なども補助金の対象になります。  
(家具・家電は補助の対象にはなりません。)

お問合せは、下記の 建設部 住宅都市整備課 建築係 までお願いいたします。  
詳細説明は裏面になります。

(お問い合わせ)

〒987-0602

登米市中田町上沼字西桜場18

登米市 建設部 住宅都市整備課 建築係

T E L : 0220-34-2316

F A X : 0220-34-3448

E-mail : jyutakutoshi@city.tome.miyagi.jp

# 市独自支援

## 登米市被災住宅災害復旧費補助金について

### ◆ 登米市被災住宅災害復旧費補助金 ◆

令和4年3月に発生した福島県沖地震の災害救助法が適用された自然災害により住宅に被害を受けた世帯に対し、被災住宅の復旧に必要な経費の一部を補助します。

### ◆ 補助金の交付申請を行える方 ◆

居住の住宅が被災し、り災の判定を受けた方のうち、災害救助法に基づく国の支援制度（住宅の応急修理）をご利用にならなかった方が対象となります。

### ◆ 補助金の交付対象となる災害復旧費 ◆

被災住宅の修理、解体撤去（一部解体を含みます。）等が補助の対象となります。

#### 具体的な例

1. すでに支払い済みの修理費用
2. 修理のために購入した建設資材等の費用
3. 畳、内装、建具等の「住宅応急修理」で対象とならない修理の費用

#### 対象とならない主な例

1. 倉庫、作業場、車庫などの非住家や門、塀などの工作物類の修理費用
2. 家具、家電の交換等の費用
3. 修理費用を証明するものがない場合

### ◆ 補助金の補助率及び補助上限額 ◆

補助金の補助率及び補助上限額は、次の表のとおりです。

り災証明書記載のり災の内容	補助率	補助上限額（円）
全壊、大規模半壊、 中規模半壊、半壊	被災住宅の修理、解体撤去（一部解体を含む）に要した費用の5分の1	100,000円
準半壊		50,000円
準半壊に至らない（一部損壊）	被災住宅の修理、解体撤去（一部解体を含む）に要した費用が10万円以上であること	20,000円 （一律）

### ◆ 必要書類 ◆

1. 登米市被災住宅災害復旧費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
2. り災証明書の写し
3. 修理前建物の被害状況が分かる写真
4. 修理見積書（※修理等が終了している場合は修理費用を証明できるもの（領収書等）の写し）
5. 振込口座の写し

### ◆ 補助金の申請期間 ◆

補助金の申請期間は、令和4年福島県沖地震が発生した日から1年間です。

（申請期限：令和5年3月15日（水）まで）